

令和 6 年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

事業名称等	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置通知日
オンライン語学指導 事業費	指摘事項	●オンライン英会話授業に関する管理について 当初契約に係る「オンライン英会話サービス提供業務仕様書」では、市と提供者との間ではキャンセルが生じないように申し合わせていたが、実際には予約日の30 日前を過ぎたキャンセルが生じ、その結果生じた受講日振替について、提供者との協議の結果、キャンセル1 回あたり250 円の追加料金を支払う変更契約をするに至った。 原因としては、教育委員会事務局担当課によるこのキャンセルに関する情報伝達や状況の把握が不足していたことが考えられる。学校に対しキャンセルに関する周知が十分になされておらず、かつ、キャンセルの状況について年度途中で報告を受けていないなど、全般的な管理を怠っていることが要因であった。 学校に行動を委ねる契約の履行については、担当課からの周知や情報共有、状況の把握管理を行うべきである。	P.32	学校教育課	令和 6 年度から、教育委員会事務局が予約を取りまとめて行うこととしました。また、毎月の実績報告により、各学校の進捗状況を把握するとともに、随時、学校と情報共有することにより、教育委員会事務局において進行の管理を行うこととしました。	R7.5.7
児童生徒交流体験事業	指摘事項	●市の組織間の契約について 「地域で学ぶ職場体験活動事業」について、その契約の相手方が各学校となっているが、市と同一人格に属する学校との契約は無効とされる。学校への事業の委託・委任については、実施予算を配当するか、別団体等を通じて行うべきである。	P.34	総合教育センター	令和 6 年度より、各学校に設置した「小中一貫教育推進委員会」を契約の相手方とし、当該委員会に事業委託を行うよう改めました。	R7.5.7
自立と創造の学校・ 学園づくり推進事業 費	指摘事項	●市の組織間の契約について 「自立と創造の学校・学園づくり推進事業」について、その契約の相手方が各学校となっているが、市と同一人格に属する学校との契約は無効とされる。学校への事業の委託・委任については、実施予算を配当するか、別団体等を通じて行うべきである。	P.38	学校教育課	令和 6 年度より、各学校に設置した「小中一貫教育推進委員会」を契約の相手方とし、当該委員会に事業委託を行うよう改めました	R7.5.7

事業名称等	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置通知日
総合教育センター運営事業費	意見	●<u>軽自動車に係る長期継続契約の期間について</u> 公用車として、軽貨物自動車が長期継続契約により、7年間のリース契約がなされている。 市は「鳥取市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」を制定し、その契約期間を原則5年以内と定めているが、条例の下位規則である「鳥取市長期継続契約条例運用要綱」により、一部の契約について5年超の契約期間を認めている。車両にも複数の種類があり、特に軽自動車は普通自動車と比べ耐用年数は短い。「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」によると、小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）の耐用年数は4年とされているのを踏まえると、要綱において、軽自動車を普通自動車等と同等に扱い、条例に定める原則の「5年以内」から、「7年以内」に延長する客観的な根拠が見当たらない。 「長期継続契約」は予算単年度主義の例外的な取扱いの一つである。年度を超えて長期にわたり高額の契約を締結するにもかかわらず、議会の議決を要することなく、また、債務負担行為として議決の対象にもならない「長期継続契約」は、その期間を可能な限り短くすることが望ましい。車両のうち軽自動車の契約期間は、現行要綱を改正し、条例の定める5年以内とするよう検討されたい。	P.39	検査契約課	長期継続契約制度は予算単年度主義の例外であることから、その取扱いについては慎重さが求められるところですが、本市では、「鳥取市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」に「契約期間は、5年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。」と定め、5年以内を原則としつつも必要な場合は市長の裁量により定めることができることを明記し、さらに、長期継続契約制度の透明性を図るため、定例議会の開催毎に、議長へ契約実績の報告を行っているところです。 軽自動車を含めた車両の長期継続契約の期間としては、事務の負担や財政負担等を勘案し、引き続き7年以内としたいと考えます。	R7.5.7
備品整備（学校給食センター）	意見	●<u>給食センター機器の交換修繕に係る契約について</u> 令和5年4月17日に、第一学校給食センターの消毒保管庫が経年劣化により故障した。この機器の交換のため、令和5年6月5日に専門業者〇と随意契約を行っている。この随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」を適用し、見積書の徴取先は1者で、専門業者〇からとされていた。令和5年8月10日に消毒保管庫の納品完了検査が終了し、稼働を始めたとのことであるが、緊急性を重視しながらも、最終納品まで故障から4か月弱を要している。 故障や不具合が生じた際に、緊急性を重視した随意契約にも関わらず、納品まで4か月を要していた状況は、今後対応を改めるべきと考える。修繕交換が容易にできないものについては、故障の都度購入を検討するのではなく、機器の使用年数等を考慮し、修繕や交換の計画を立て、計画的に交換を行うなどの対応が望まれる。 令和5年度中に行われた保守点検結果によると、現在もいくつかの潜在的な故障対応リスクを抱えていることがわかる。令和9年度から新たな給食センターが竣工・稼働する計画があるとのことだが、現在の給食の調理業務を停滞させないことも重要である。リスクはいずれ発現することを念頭に、現在の機器の正確な情報の把握と、それに沿った修繕計画の策定と対応が望まれる。	P.45	学校保健給食課	厨房機器の修繕については、毎年実施している保守点検結果に基づき、修繕業者、厨房機器メーカー、給食センター所長等、現場の意見と協議のうえで優先順位を判断しながら計画を策定していますが、急な故障等が発生した場合には、計画を見直すこととし、今後も状況に応じ必要な措置を講じてまいります。	R7.5.7

事業名称等	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置通知日
市体育協会等運営費 補助金	意見	●市長が代表者となっている団体との間における法律行為について 現在、鳥取市体育協会の会長は、市長が務めている。鳥取市体育協会は鳥取市体育協会会則に基づき副会長を代表者代理として補助金交付の手続きをしていることや、市においても決算等を通じて間接的に議会の承認を受けていることから、補助金を交付する行為は有効となっており、問題は生じていない。 しかし、今後において、市長が代表者となっている法人や団体との間における法律行為を行う際、その相手方となる法人や団体において、必ずしも利益相反行為に対応できるよう規程や会則が整備されているとは限らない。 現在において、市は利益相反取引に直面した際、市から主体的に対応できるような制度が整備されていないため、今後のために、対応を可能とする指針等があると望ましい。その内容の具体的例示としては、相手方に利益相反取引に対応できるような体制等がない場合、団体に対し規則改正を含めた体制整備を要請できることや、契約時にはそのことが分かるよう、規則の提出を求め、契約書に添付するなどといった対応が考えられる。	P.48	総務課 行財政改革課 検査契約課 出納室	契約の締結その他の法律行為を行う場合には、市長兼任団体は市長以外の者が代表となっているかを確認するとともに、市と市長兼任団体との間において法律行為をしようとする場合は、必要に応じ、あらかじめ当該市長兼任団体に対し市長以外の者が当該市長兼任団体を代表できるよう定款、規約等を整備するよう、当該団体に要請することを、令和7年3月5日付けで全庁に対し通知し、徹底を図りました。	R7.5.7
指定文化財補助金	指摘事項	●指定文化財の補助金に係る交付額の変更理由について 「A神社祭礼行事用具修繕事業」について、事業実施団体に対し本補助金が交付された。その後、事業団体から、見積もりを取っていた提灯制作業者が対応できなくなったことから、別の業者に改めて見積もりをとったところ、事業費が増額となったとの理由で変更申請がなされ、変更決定がなされているが、変更前後とも同じ業者Bで単に金額が増額となっただけであり「対応できなくなった」とは直ちに読み取れなかった。 本件については、単に業者Bが確実に業務を履行しうる製作者者の選定を誤っていたに過ぎず、補助金の増額をしなければ補助事業を達成できない状況とは言えないことから、補助金交付決定額の変更の理由としては不適正である。かつ、その事実を示す資料の保存がないため、製作者者の都合による、安易な補助金交付額の変更という印象を与えかねない。 文化の保護の観点から祭礼品保全の重要性は理解するものの、上限額がない補助金であるだけに、交付決定額の変更については、説明責任を果たすための慎重な対応が求められる。	P.51	文化財課	事業内容の変更を伴わず交付決定額の変更をする場合の判断基準を整備しました。今後、同様の事案が生じた場合には、その稟議書に明記します。	R7.5.7

事業名称等	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置通知日
指定文化財補助金	意見	●指定文化財の補助金の変更承認に係る書類の保存について 国指定 E 寺院の庭園の管理事業について、補助金が増額交付決定された。この変更申請に係る補助事業計画書を閲覧したところ、事業計画は変更前後とも同じであり、何をどのような理由で変更するのか書類上は読み取れなかった。 背景として、令和 4 年度に文化庁に対しこの事業の補助金の予算要求をしたが全額が予算措置されなかったため、当初申請時には事業費を最低限とする計画としたところ、令和 5 年度に入り、文化庁が折衝に応じ当時の要求額を全額措置してくれたことから、予算要求どおりの計画に戻したということである。 そもそも、増額変更については、予算が確保できたからという理由だけでは、市民に対する説明としては不十分である。変更申請書の事業計画に変更はなく、単に造園業者から徴取した増額の見積書の添付のみで済ますことや、その造園業者の選定理由が不明であるなどの一連の書類の整備状況は、説明責任を果たせるものとはいえない。単に「予算ありき」の印象や、造園業者の都合による増額といった誤解を与える可能性もある。市民に対し説明ができるよう、補助金の変更決定に当たって十分な精査結果である旨を記録し、保存しておく必要がある。	P.52	文化財課	変更内容を十分精査したことが分かるよう書式を整備しました。今後、同様の事案が生じた場合には、当該書式により精査内容の記録・保存を行います。	R7.5.7
歴史博物館管理費	指摘事項	●鳥取市歴史博物館 指定管理料の返納基準について 「鳥取市歴史博物館」の指定管理料には、協定に基づき、資料購入費 5,000,000 円が含まれている。 令和 5 年度における資料購入費の実績としては、資料購入件数は 35 件、金額にして 4,986,566 円であり、余剰金は 13,434 円とされていた。担当課はこの資料購入費実績について検査を行った結果、「多額の剰余が生じていない」と判断し剰余金の返納処理を行わず、その旨を「令和 5 年度鳥取市歴史博物館資料購入費の確定及び剰余金返納について（通知）」（発教文第 45 号令和 6 年 4 月 9 日）において「返納額 0 円」として指定管理者に対し発出しているところである。 この文書において、「返納額 0 円」とした根拠を、資料購入費の当初基準額と確定実績額の差額が「30,000 円未満のため」と明記しているが、年度協定書においては「多額の剰余金が生じた場合には」と記載があるだけで、返納不要の基準額を 30,000 円とする根拠が存在しない。については、協定において具体的な数値をもって示すべきである。	P.54	文化財課	協定の見直しを検討し、令和 7 年度分から全額の返金対応するように文言を変更しました。	R7.5.7

事業名称等	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置通知日
稲葉山小学校	指摘事項	●「PTA一般会計」決算承認について 学校が事務処理をしている「PTA会費送金用会計」について、その収支報告書がPTA総会にて承認がなされていないことが確認された。この会計は、会費などを受け入れる資金通過会計であるが、会費を財源とした支出（振込手数料）が認められることから、その決算をPTA総会に諮るべきである。	P.93	学校教育課 稲葉山小学校	令和6年度分の会計では振込手数料は発生しておらず、資金通過のみの運用となっていることから、決算はPTA総会で諮らない取扱いとしましたが、次年度以降、会費を財源とした支出が発生した場合は、その決算をPTA総会に諮ることとします。なお、いずれの場合においても、会計処理が適正に行われるよう毎年の共同学校事務室での監査は引き続き行うこととしています。	R7.5.7